

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	新家工業株式会社		コード	7305
提出日	2026/6/10	異動（予定）日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において新任の社外取締役の選任議案を付議したため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	西尾宇一郎	社外取締役	○														○		有
2	鈴木 蔵人	社外取締役	○														○		有
3	山中 拓郎	社外取締役	○														○		有
4	鳥木 千鶴	社外取締役	○														○		有
5	山本 美帆	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	同氏は当社が策定する独立性判断基準等に該当する項目はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。
2	鈴木蔵人氏は 弁護士法人色川法律事務所の社員弁護士であり、当社は同所に法務相談を行う等の取引があります。	同氏は当社が策定する独立性判断基準等に該当する項目はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。
3	該当事項はありません。	同氏は当社が策定する独立性判断基準等に該当する項目はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。
4	該当事項はありません。	同氏は当社が策定する独立性判断基準等に該当する項目はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。
5	該当事項はありません。	同氏は当社が策定する独立性判断基準等に該当する項目はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。

4. 補足説明

<p>新家工業独立性判断基準</p> <p>当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。</p> <ol style="list-style-type: none">当社およびグループ各社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注①）当社グループを主要な取引先とする者（注②）またはその業務執行者当社グループの主要な取引先（注③）またはその業務執行者当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者当社グループから役員報酬以外に多額（注④）の金銭その他の財産上の利益を受けている者（弁護士、公認会計士、税理士等）当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人等の法人、組合等の団体に所属する者当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者上記2.～7.に過去3年間に該当していた者上記1.～8.に該当する者が重要な者（注⑤）である場合において、その者の二親等以内の親族 <p>（注）</p> <p>①業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう</p> <p>②当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう</p> <p>③当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう</p> <p>④多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう</p> <p>⑤重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の使用人である者をいう</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。